平成２３年（フ）第１１３号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久50番地
破産者　永瀬加恵子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
佐賀県神埼市神埼町永歌1873番地５
破産者　小森　　守
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番47―23号
破産者　記伊　正義
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
山梨県甲斐市大垈197番地36
破産者　矢崎　　洋
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
静岡県三島市東本町２丁目６番20号
破産者　吉川　　信
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
静岡県駿東郡長泉町南一色365番地の10
破産者　植松みよ子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
愛知県一宮市多加木４丁目29番26号　サンハイツ田中201号
破産者　宮本美佐子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４号
大分県杵築市山香町大字日指820番地
破産者　志手　敬子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５５４号
川崎市高津区北見方１丁目10番24―501号ルネス・グランドゥール、前住所川崎市高津区北見方１丁目29番18―503号　クリオ高津壱番館
破産者　小山　眞義
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２４号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目10番12号
破産者　岡矢　三郎
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８２号
大阪市東成区大今里南３丁目２番18号　サンポートハイム大今里207号、開始決定時の住所大阪市東成区深江北２丁目10番26号
破産者　玉城　幸男
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８５号
大阪府羽曳野市郡戸399番地の９、開始決定時の住所大阪府藤井寺市小山３丁目278番地の１
破産者　加藤　桂子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
堺市北区北長尾町６丁５番10号　ＭＩＮＯＲＩ105号、開始決定時の住所堺市堺区向陵東町２丁５番12号
破産者　箕嶋　年宏
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５５号
大阪府富田林市五軒家１丁目16番８―609号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市沢田３丁目３番20号
破産者　シシプランニングこと　土佐　　孝
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
大阪府松原市上田３丁目６番20―413号、開始決定時の住所大阪府松原市阿保３丁目４番６号
破産者　片岡　佑高
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
兵庫県宝塚市中野町20番５号、前住所兵庫県姫路市夢前町置本418番地３
破産者　難波　智宏
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０７号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目６番21号　小西ハイツ403、住民票上の住所兵庫県西宮市津門大箇町８番６―202号
破産者　小林　宏光
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係